

虐待事案における法的責任等

令和8年7月16日

〒980-0811

仙台市青葉区一番町2-5-22

GC 青葉通りプラザ6階

古川・佐藤法律事務所

TEL 022-302-3209 FAX 022-302-3219

弁護士 佐藤 洋介

1 法的責任の種類

(1) 刑事責任

起こした行為が「犯罪行為」に該当する場合、国による処罰を受けること

・「暴行罪」(刑法208条)

暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の拘禁刑若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

・「傷害罪」(刑法204条)

人を傷害した者は、15年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

・「保護責任者遺棄罪」(刑法218条)

老年者、幼年者、身体障害又は病者を保護する責任のある者がこれらの者を遺棄し、又は生存に必要な保護をしなかったときは、3月以上5年以下の拘禁刑に処する。

・「逮捕・監禁罪」(刑法220条)

不法に人を逮捕し、又は監禁した者は、3月以上7年以下の拘禁刑に処する。

・「不同意わいせつ罪」(刑法176条)

次に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、わいせつな行為をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、6月以上10年以下の拘禁刑に処する。

一 暴行若しくは脅迫を用いること又はそれらを受けたこと。

- 二 心身の障害を生じさせること又はそれがあること。
 - 三 アルコール若しくは薬物を摂取させること又はそれらの影響があること。
 - 四 睡眠その他の意識が明瞭でない状態にさせること又はその状態にあること。
 - 五 同意しない意思を形成し、表明し又は全うするいとまがないこと。
 - 六 予想と異なる事態に直面させて恐怖させ、若しくは驚愕がくさせること又はその事態に直面して恐怖し、若しくは驚愕していること。
 - 七 虐待に起因する心理的反応を生じさせること又はそれがあること。
 - 八 経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること。
- 2 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、わいせつな行為をした者も、前項と同様とする。

※「不同意性交」となればさらに重い罰則となる

(2) 民事責任

起こした行為が「犯罪行為」に該当するか否かに関わらず、相手に「損害」を発生させた場合に金銭による賠償責任を負うこと

・「不法行為」(民法709条)

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

・「使用者責任」(民法715条1項)

ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

2 その他考えられる事象

社会的注目が集まる中、事件が起これば報道は必至。患者離れによる経営悪化、最悪の場合廃業の恐れも十分に考えられる。

ネットによる本人特定、誹謗中傷、再就職も困難に。

自主退職について

1 基本的な退職のルール

2週間前に会社へ通知すれば良い（民法627条）。但し、労働契約や就業規則で合理的な期間が定められていればそれに従う（会社の同意は不要）。

合意退職であれば、期限は問わない。

2 ルールを守らない場合のリスク

（1）会社からの損害賠償

人員補填、引き継ぎ等。

（2）退職理由の不利益

場合によっては懲戒解雇、退職金不支給等になることも。

（3）守秘義務、競業禁止義務違反の追及

返却すべき物品やデータを適切に返却して書面への署名をしない場合、会社側から責任追及をされるおそれがある。

（4）”退職代行”を使えばリスクゼロ、ではない

退職代行サービスを使えば会社と直接やり取りせずに辞めることは事実上可能だが、それは「退職の意思表示を代わりに伝えてくれる」だけであって、上記責任の存否や範囲に影響はない。

3 トラブルを避けるために

- ・退職可能期間を確認
- ・会社との間で退職日、必要手続きを確認し、履行
- ・会社側が強硬な場合には労基署、弁護士などへ相談を

以上